

2023年12月31日までとされていた「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」、一般名処方加算、外来後発医薬品使用体制加算、後発医薬品使用体制加算の特例措置は12月までで終了し、2024年1月1日以降は、2023年3月以前の点数に戻りますので、ご注意ください。

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定

### 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

要件		加算の種類 (いずれか月1回)	2023年 12月31日まで	2024年 1月1日以降
マイナ保険証利用なし ※1	初診時	加算1	6点	4点
マイナ保険証利用 ※2		加算2	2点	2点
マイナ保険証利用なし ※1	再診時	加算3	2点	廃止
マイナ保険証利用 ※2		—	—	—

※1…保険証等(マイナ保険証以外)で資格確認した場合、マイナカードによる資格確認時に患者が診療情報の取得に同意しなかった場合、マイナカードが破損等により利用できない場合、マイナカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合

※2…マイナ保険証で資格確認し患者が診療情報の取得に同意した場合、他医療機関から診療情報提供の場合

※ 通常の保険証で受診した患者に薬剤情報等を確認しなかった場合、情報通信機器や電話等を用いた診療、2科目初・再診料の算定時、往診及び訪問診療時の場合は、いずれの加算も算定不可

## 外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算の算定

### 【外来後発医薬品使用体制加算】

規格単位数量割合	加算	2023年12月31日まで	2024年1月1日以降
90%以上	加算1	7点	5点
85%以上90%未満	加算2	6点	4点
75%以上85%未満	加算3	4点	2点

### 【一般名処方加算】

要件	加算	2023年12月31日まで	2024年1月1日以降
後発医薬品の存在する全ての医薬品(2品目以上)の一般名処方の場合	加算1	9点	7点
1品目でも一般名処方を行った場合	加算2	7点	5点

## 新点数説明会のご案内(予告)

今年は診療報酬改定の年です。4月に薬価、6月には診療報酬点数と特定保険医療材料の改定が行われます。また介護報酬は、6月に居宅療養指導管理・訪問看護・訪問リハ・通所リハが改定され、介護医療院などその他の報酬は4月に改定されます。保険医協会では「新点数説明会」を開催致しますので、ぜひ参加をご予定ください。

【3月27日(水) 14時~17時30分 一宮市民会館】

【3月30日(土) 14時~17時30分 名古屋市公会堂】

【3月31日(日) 14時~17時30分 穂の国とよはし芸術劇場 PLAT】